(b)　その他の全ての場合については、一方の締約国の居住者は、課税年度の総日数の半数以上の日において2(f)又は3に規定する要件を満たしているときは、当該課税年度について当該要件を満たすものとする。

5　(a)　一方の締約国の居住者は、適格者に該当しない場合においても、他方の締約国内において取得する所得に関し、次の(i)から(iii)までに掲げる要件を満たすときは、この協定に基づく特典を受ける権利を有する。

(i)　当該居住者が当該一方の締約国内において事業の活動に従事していること。ただし、当該事業には、当該居住者が自己の勘定のために投資を行い、又は管理するもの（銀行、保険会社又は証券会社が行う銀行業、保険業又は証券業を除く。）を含まない。

(ii)　当該所得が(i)に規定する事業に関連し、又は付随して取得されるものであること。

(iii)　当該居住者が当該特典を受けるためにこの協定の関連する規定に規定する要件を満たすこと。

(b)　一方の締約国の居住者が、他方の締約国内において行う事業から所得を取得する場合又は当該居住者と第九条1(a)若しくは(b)に規定する関係を有する者から他方の締約国内において生ずる所得を取得する場合には、当該居住者が当該一方の締約国内において行う事業が、当該居住者又は当該関係を有する者が当該他方の締約国内において行う事業との関係において実質的なものでなければ、当該所得について(a)に規定する条件を満たすこととはならない。この(b)の規定の適用上、事業が実質的なものであるか否かは、全ての事実及び状況に基づいて判断される。

(c)　(a)の規定に基づきある者が一方の締約国内において事業の活動に従事しているか否かを決定するに当たって、その者が組合員である組合が行う事業及びその者に関連する者が行う事業（その者及びその者に関連する者が同一の又は補完的な事業に従事している場合に限る。）は、その者が行うものとみなす。一方の者が他方の者の受益に関する持分の五十パーセント以上（法人の場合には、当該法人の議決権のある株式の五十パーセント以上）を直接若しくは間接に所有する場合又は第三者がそれぞれの者の受益に関する持分の五十パーセント以上（法人の場合には、当該法人の議決権のある株式の五十パーセント以上）を直接若しくは間接に所有する場合には、一方の者及び他方の者は、関連するものとする。いかなる場合にも、全ての事実及び状況に基づいて、一方の者が他方の者を支配しているとき、又はそれぞれの者が一若しくは二以上の同一の者によって支配されているときは、一方の者及び他方の者は、関連するものとする。

6　一方の締約国の居住者は、適格者に該当せず、かつ、3又は5の規定に基づき当該規定に規定する特典を受ける権利を有する場合に該当しないときにおいても、当該居住者の要請に基づき、他方の締約国の権限のある当局が、当該他方の締約国の法令又は行政上の慣行に従って、当該居住者の設立、取得又は維持及びその業務の遂行が当該特典を受けることをその主たる目的の一つとするものでないと認定するときは、この協定に基づく全ての特典又は当該他方の締約国において取得する所得に関するこの協定に基づく特典を受けることができる。一方の締約国の居住者によりこの6の規定に基づいて要請が行われた他方の締約国の権限のある当局は、当該要請を拒否する前に、当該一方の締約国の権限のある当局と協議する。

7　この条の規定の適用上、

(a)　「適格政府機関」とは、一方の締約国の政府、一方の締約国の州の政府若しくは一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体、日本銀行、ドイツ連邦銀行又は一方の締約国の政府、一方の締約国の州の政府若しくは一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体が直接若しくは間接に全面的に所有する者をいう。

(b)　「主たる種類の株式」とは、法人の議決権のある株式の過半数を占める一又は二以上の種類の株式をいう。

(c)　「公認の有価証券市場」とは、次のものをいう。

(i)　日本国の金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）に基づき設立された有価証券市場

(ii)　金融商品市場指令（欧州議会・閣僚理事会指令二〇〇四・三九・EC）（改正を含む。）又は同指令を承継する指令に従って規制される市場

(iii)　香港取引所、ナスダック市場、ニューヨーク証券取引所、シンガポール取引所、スイス取引所及び台湾証券取引所

(iv)　この条の規定の適用上、両締約国の権限のある当局が公認の有価証券市場として合意するその他の有価証券市場

(d)　「年金基金又は年金計画」とは、次の(i)又は(ii)に規定する者をいう。

(i)　専ら又は主として年金その他これに類する給付を管理し、又は支給することを目的として設立され、かつ、運営される者

(ii)　(i)に規定する者の利益のために投資することを目的として設立され、かつ、運営される者。ただし、当該者の実質的に全ての所得が、(i)に規定する者の利益のために行われる投資から取得される場合に限る。

8　この協定の他の規定にかかわらず、全ての関連する事実及び状況を考慮して、この協定の特典を受けることが当該特典を直接又は間接に得ることとなる仕組み又は取引の主たる目的の一つであったと判断することが妥当である場合には、当該特典を与えることがこの協定の関連する規定の目的に適合することが立証されるときを除き、その所得については、当該特典は、与えられない。

9　この協定の規定は、租税回避又は脱税を防止するための一方の締約国の法令の規定の適用をいかなる態様においても制限するものと解してはならない。ただし、これらの規定がこの協定の目的に適合する場合に限る。

第二十二条　二重課税の除去

1　日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに関する日本国の法令の規定に従い、日本国の居住者がこの協定の規定に従ってドイツ連邦共和国において租税を課される所得をドイツ連邦共和国内において取得する場合には、当該所得について納付されるドイツの租税の額は、当該居住者に対して課される日本国の租税の額から控除する。ただし、控除の額は、日本国の租税の額のうち当該所得に対応する額を超えないものとする。

2　ドイツ連邦共和国の居住者がこの協定の規定に従って日本国において租税を課される所得を取得する場合又は第十条3の規定に基づいて日本国の租税が免除される所得を取得する場合には、次の規定を適用する。

(a)　(c)に定める場合を除くほか、当該所得は、ドイツの租税の課税標準から除外される。配当に関しては、この課税標準からの所得の除外は、ドイツ連邦共和国の居住者である法人（組合を除く。）に対して日本国の居住者である法人（その資本の十パーセント以上を当該ドイツ連邦共和国の居住者である法人が直接に所有するものに限る。）が支払う配当についてのみ適用する。第一文に規定する課税標準からの所得の除外は、租税を免除される法人が支払う配当、配当を支払う法人が日本国の租税に関して控除することができる配当及びドイツ連邦共和国の法令においてドイツ連邦共和国の居住者である法人以外の者に帰せられる配当については、適用しない。

(b)　ドイツ連邦共和国は、税率の決定に当たって、この協定の規定に基づいてドイツの租税を免除された所得を考慮に入れる権利を有する。

(c)　次に掲げる所得に関し、日本国の法令及びこの協定の規定に従って当該所得について支払われた日本国の租税の額は、ドイツの租税に関する法令の外国の租税の控除に関する規定に従って、所得に対するドイツの租税の額から控除する。

(i)　第十条に規定する配当であって、(a)の規定が適用されないもの

(ii)　第十三条2の規定が適用される譲渡収益